

大田区事業承継資金利子補給制度のご案内

日本政策金融公庫**大森支店**(以下「公庫」)の「**事業承継・集約・活性化支援資金**」を利用し、一定の要件を満たした場合、**大田区が36か月以内の利子の一部を補給**します。

1 対象者(以下の全てに該当していることが必要です)

- (1) 事業承継融資借受者が、現に当該融資に係る利子の支払を行っていること。
- (2) 公庫との契約書に基づき約定どおり返済していること。
- (3) 利子補給を受ける年の1月1日現在において、次のいずれかに該当すること。
 - ア 事業承継融資借受者が、区内に住所(個人にあっては住民登録地、法人にあっては登記上の本店所在地)又は事業所を有していること。
 - イ 事業承継融資借受者が事業を譲り受ける者(事業を営んでいない個人に限る)の場合は、事業を譲渡する者が区内に住所(個人にあっては住民登録地、法人にあっては登記上の本店所在地)又は事業所を有していること。
- (4) 納期到来分の住民税及び事業税等を滞納していないこと。
- (5) 区から返還を求められた債務について完済していること。
- (6) 区へ支払うべき債務について減額、免除、債権放棄を受けたときは、その決定日より10年間経過していること。

2 助成対象期間等

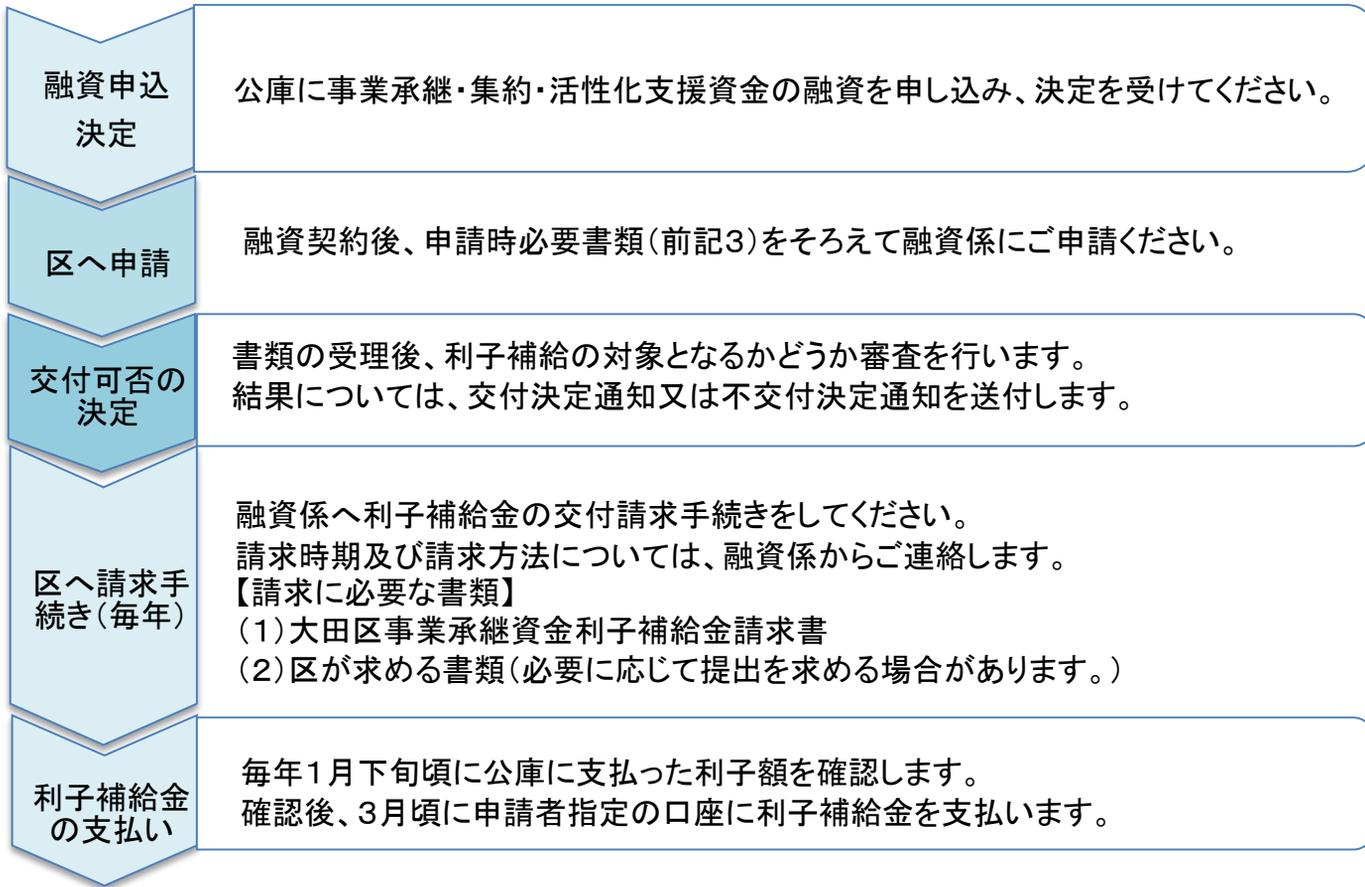
- (1) 貸付日の属する月から**36か月以内**に支払った**利子の50%相当額**(※)
 ※ただし、年度毎の上限は50万円まで
- (2) 次の事項に該当する場合は、その日をもって利子補給は終了します。
 - ・事業を廃止した場合
 - ・繰上償還により完済した場合

3 申請時必要書類

①	大田区事業承継資金利子補給金交付申請書													
②	支払利息にかかる書類の発行依頼兼個人情報提供承諾書													
③	公庫発行の「お支払額明細書」又は「償還約定表」のコピー(全て)													
④	納税証明書(発行3か月以内)													
	<法人の場合> 直近の確定申告による東京都税事務所発行の法人住民税及び法人事業税の納税証明書(1部)(原本)													
④	<個人の場合> 住民税の納税(非課税)証明書(1部)(原本) (大田区在住であれば、大田区が発行する特別区民税・都民税の納税(非課税)証明書)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申込月</th> <th>必要な証明書の対象年度(納期到来期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4~6月</td> <td>前年度(第1期~第4期分)</td> </tr> <tr> <td>7・8月</td> <td>当年度(第1期分)</td> </tr> <tr> <td>9・10月</td> <td>当年度(第1期・第2期分)</td> </tr> <tr> <td>11~1月</td> <td>当年度(第1期~第3期分)</td> </tr> <tr> <td>2・3月</td> <td>当年度(第1期~第4期分)</td> </tr> </tbody> </table>	申込月	必要な証明書の対象年度(納期到来期間)	4~6月	前年度(第1期~第4期分)	7・8月	当年度(第1期分)	9・10月	当年度(第1期・第2期分)	11~1月	当年度(第1期~第3期分)	2・3月	当年度(第1期~第4期分)
		申込月	必要な証明書の対象年度(納期到来期間)											
		4~6月	前年度(第1期~第4期分)											
		7・8月	当年度(第1期分)											
		9・10月	当年度(第1期・第2期分)											
11~1月	当年度(第1期~第3期分)													
2・3月	当年度(第1期~第4期分)													
⑤	大田区内に住所又は事業所を有していることが確認できる書類													
	<法人の場合> 【本店登記地が大田区の場合】履歴事項全部証明書(発行3か月以内)(原本) 【本店登記地が大田区外の場合】直近の確定申告書類の「均等割額の計算に関する明細書」又は「支払家賃の明細」のコピー													
⑤	<個人の場合> 直近の確定申告書(税務署收受印のあるもの)又は住民票(発行3か月以内)又は運転免許証のコピー ※事業を営んでいない個人が事業を譲り受ける場合、事業を譲渡する法人又は個人が大田区内に住所又は事業所を有していることが書類(⑤のいずれか)で確認できれば対象となります。													
⑥	その他、区が求める書類(必要に応じて求める場合があります。)													

【申請から利子補給までの流れ】

申請は随時受け付けています。申請書等必要書類をそろえて融資係に来所ください。



【助成金の支払い方法】

毎年、1月から12月までに支払った利子の50%相当額(上限50万円)を翌年3月頃に申請者の指定口座に振込みます。支払回数は、申請時期に応じ3回又は4回となります。(毎年、必要書類を提出していただきます。)

(例) 貸付月及び区申請月が令和3年10月、支払い開始月が令和3年11月の場合

回数	補助対象となる利息支払期間	振込時期
1回目	令和3年11月から12月分まで	令和4年3月頃
2回目	令和4年1月から12月分まで	令和5年3月頃
3回目	令和5年1月から12月分まで	令和6年3月頃
4回目	令和6年1月から9月分まで	令和7年3月頃

【その他】

住所や代表者等が変更になった場合、届出が必要になります。「申請者情報変更届」を融資係へ提出してください。